

「長野県議会基本条例（仮称）骨子案」に対するご意見と、それに対する長野県議会基本条例制定調査会の考え方

- 1 ご意見の募集期間 平成21年2月27日（金）～平成21年3月30日（月）
 2 受付数 7通
 3 ご意見の件数 30件

番号	章	項目（ページ）	ご意見の内容	ご意見に対する制定調査会の考え方
1	前 文	前文（P.1）	情報公開や県民参加を基礎とした「開かれた議会」を基本とすることを掲げてほしい。	今後の検討の参考とさせていただきます。
2			二元代表制を踏まえ、議会の役割を明確に規定すべき。	
3			骨子案には地方自治法に違反することは書けず、また、議会には各党派があり、最大公約数以上の内容は書けない。前文は、今後党派で検討を深めるほど「無難な内容」になることが予想されるため、創設には反対。条例に対する議会の考え方などは、別途、条例の解説を策定し、県民に配付する方が良い。	
4		総則（P.1）	議会の権限をできるだけわかりやすく、明確にすべき。地方自治法に定めるもののほか、条例で独自に定めたもの（県の総合計画や高校再編への関与の仕方など）も明記すべき。	総則では、条例制定の目的、基本理念及び議会活動の4つの基本方針を明記しました。地方自治法や条例に規定されている議会の権限を改めて議会基本条例に明記することについては想定しておりません。
5	第1章 総則	基本方針（P.1）	以下の方向性について検討を加え、さらなる修正をお願いしたい。 (1) 住民にとって利便性の高い情報公開の実現 (2) 地域住民の有する貴重な外部資源の活用による議会と住民の協働関係の構築 (3) 首長との論戦の充実 (4) 議員の権限強化と議会内の不透明な慣行の廃止 (5) 議会事務局の強化と議員の政策立案能力の向上	(1) 情報公開については、議会も実施機関のひとつとして、「長野県情報公開条例」に基づき実施していることから、その手続等について改めて議会基本条例で定めることは想定しておりません。 (2) ご意見の趣旨は、基本方針に沿って設けた「第6章 県民との対話」の「県民と議会の関係」中、「県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努める」及び「県民意思を反映する制度の積極的な活用」に努める」の文言に含まれているものと考えます。 (3) ご意見の趣旨は、基本方針に沿って設けた「第3章 議会の監視機能の強化」及び「第4章 議会の政策立案及び政策提言能力の向上」に含まれているものと考えます。

番号	章	項目 (ページ)	ご意見の内容	ご意見に対する制定調査会の考え方
5	第1章 総則			<p>(4)議員の権限については、議会基本条例により新たな権限を付与するといったことは想定しておりません。</p> <p>「議会内の不透明な慣行」については、具体的にどのようなものを指すのか必ずしも明確ではありませんが、議会活動等の透明性の確保に関しては、「第2章 議員の責務及び活動原則」中、「議員は、その活動について、県民への説明に努めるものとする」及び「第6章 県民との対話」の「広報広聴機能の充実」中、「県民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用することにより、その活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする」に含まれているものと考えます。</p> <p>(5)ご意見の趣旨は、基本方針に沿って設けた「第4章 議会の政策立案及び政策提言能力の向上」に含まれているものと考えます。</p>
6	第2章 議員の責務及び活動原則	議員の責務及び活動原則 (P.1)	<p>条例の制定は、「目的」にあるように県民生活に寄与することであって、それには、まず第一に議員の資質の向上が図られなければならない。</p>	<p>ご意見の趣旨は重要であると考えており、本項目で「議員は、その資質の向上に向けて、自己研さんに努めるものとする」と明記しています。</p> <p>また、「第4章 議会の政策立案及び政策提言能力の向上」においても、「議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする」としています。</p>
7	第3章 議会の監視機能の強化	県政に関する調査等の権限の確立 (P.2)	<p>審査・調査に必要な報告、資料の提出が「議会・委員会」に限られることは、議員活動を制限することになり好ましくない。</p>	<p>骨子案の内容は、現状において事実上実施されている知事等による委員会への資料提出について規定したものであり、議員活動について触れるものではありません。</p> <p>したがって、議員活動を制限するものではないと考えます。</p>

番号	章	項目 (ページ)	ご意見の内容	ご意見に対する制定調査会の考え方
8	第3章 議会の 監視機能の 強化	知事等との関係 (P.2) (反問権について)	検討途中にあった知事の反問権を残すべきではないか。議員側の問いに対し、知事も真意を確認したり、議論を戦わせたりできる機会は必要。反問権は入れるべきである。	反問権については、骨子案を策定した議会基本条例研究会における検討の過程において、「質問の質の向上につながることから反問権を入れるべきである」とする意見や、「知事は強力な執行権を有しているのみならず、知事を支える職員等の組織体制が議会とは比較にならないほど充実していることもあり、制限なく反問する権限を認めることは混乱を招くおそれがある」「議員の質問趣旨の明確化は議長の議事整理権で対応が可能である」など様々な意見があったことから、骨子案に盛り込まないこととされました。
9			松本市議会は、2月定例会で議会基本条例を可決した。その内容は、長野県議会より、数段上をいくと思っっている。「議員間の自由討議」「市長等の反問権」を明記しているから。 県内の市町村議会で、長野県議会より進んだ条例が出来た今、今回の長野県議会基本条例(仮称)案では、骨抜きと言われかねない。	
10			「知事等との関係」で、知事又は執行機関の反問権が明記されていないことは、議員が一方向的に質問し、いわば「やりこめる」式になり、議論の深まりを欠く。 議会が自ら改革に取り組むことは評価するが、特に、知事等への反問権の付与や議員相互の討議が明確にされた条例でなければ、当たり前のことを言葉で変えただけの条例では、単なる「玉虫色条例」でしかない。	
11			理事者側の反問権についても検討すべき。(反問権については、導入が見送られた経緯があるが、活発かつ深い政策論議をするためにも、条件付きで認めるべきではないか。)	
12			一問一答方式の導入についても検討すべき。	
13	予算のほかに、必要な人材(議会事務局スタッフなど)の確保ができるようにすることも考えるべき。 (本来であれば、議会事務局の人事は、行政機関とは別の形で採用がなされるべきであるが、それが難しいようであれば、議会事務局の人事についても、一定程度、透明化されたルールの下で、議会の関与がなされるべき。)	地方自治法上、議会事務局職員の任免は議長が行うこととされています。「第4章 議会の政策立案及び政策提言能力の向上」の「政策立案及び政策提言」において、議会は「議会事務局の機能の充実強化及び組織体制の整備に努めるものとする」としています。		

番号	章	項目 (ページ)	ご意見の内容	ご意見に対する制定調査会の考え方
14	第4章 議会の政策立案及び政策提言能力の向上	政策立案及び政策提言 (P.3)	議会事務局の機能の充実強化、図書室の充実強化は、議長が責任主体として規定すべきではないか。これらの指揮監督、管理権限は地方自治法によれば議長であることに加え、法的問題以前の問題として、議会全員で決めることや議員個人が努力すべき問題以外のことは、責任主体を明確にすべき。	ご意見を参考に、表現等について検討したいと考えます。
15			決議等を通じて、政策立案、政策提言を積極的に行う旨の規定案は弱いと考える。 県議会の持つ国への意見書提出による法律改正への働きかけなどを条項にすることも検討してみたいかがか。	地方自治法第99条の規定に基づく国会又は関係行政庁への意見書提出についての趣旨は、「決議等を通じて、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする」の文言に含まれているものと考えます。
16	第5章 議会運営の原則	議会運営の原則 (P.3) (議員間討議について)	松本市議会は、2月定例会で議会基本条例を可決した。その内容は、長野県議会より、数段上をいくと思っている。「議員間の自由討議」「市長等の反問権」を明記しているから。 県内の市町村議会で、長野県議会より進んだ条例が出来た今、今回の長野県議会基本条例(仮称)案では、骨抜きと言われかねない。	ご意見の趣旨は重要であると考えており、議員間の討議については、骨子案の基本方針のひとつに「議員間の討議により合意形成を図るような運営に努めること。」を掲げた上で、本項目において「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的にあわせて、十分な機能が発揮されるよう、議員間相互の討議の活用など、弾力的な運用に努めるものとする」としています。
17			議会が自ら改革に取り組むことは評価するが、特に、知事等への反問権の付与や議員相互の討議が明確にされた条例でなければ、当たり前のことを言葉を変えただけの条例では、単なる「玉虫色条例」でしかない。	
18			議員間討議の導入は画期的なことであり、実現してほしい。	
19		議会運営の原則 (P.3) 会派 (P.4) ※第9章 会派及び政務調査費	「議会運営の原則」で、「議員相互の討議の活用」としながら、「会派」で、「会派間の調整を行い」とあり矛盾する。	会派は、議会において一定の政策目的実現のために議員で構成される組織です。議会の機能のひとつとして「県民の声を集約する機能」が挙げられますが、その実現のためには県民代表である議員で構成される会派の間で、異なる意見について、合意形成を図る過程が必要となります。 委員会での「議員相互の討議」も、その合意形成を図る過程のひとつであることから、必ずしも矛盾するとは言えないと考えます。

番号	章	項目 (ページ)	ご意見の内容	ご意見に対する制定調査会の考え方
20	第6章 県民との対話	県民との対話 (P.3)	県民との対話となっているが、議会として県民とどのような形で具体的かつ実効的な対話の場をつくるか明確でない。議会報告会(タウンミーティング)のようなものを規定し、定期的を開催したらどうか。	議会基本条例は、議会と県民との関係等に関する基本的な事項について定めるものであることから、具体的な事項については規定していませんが、ご意見の趣旨は重要であると考えており、条例制定のあかつきには「県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努める」という本項目が実効性を伴うものとなるよう具体的な取組を進める必要があると考えます。 なお、県民意見を県政に反映させることを目的として、正副議長や議員が県下各地で県民の皆様や市町村・団体関係者と意見交換する「こんにちは県議会です」を平成15年度から実施しております。
21			県民との協働についても具体的に検討すべき。 議会自身も住民参加を取り入れて、議会が「公開の場」で住民の提案あるいはそのオルタナティブを「協議＝熟議」によって調整し最終決定をしていく。そうした観点から言えば、県民との対話だけでなく、協働も大切になってくる。	ご意見の趣旨は、「県民の意向を議会活動に反映することができるよう」の文言に含まれているものと考えます。
22		県民と議会の関係 (P.3)	地方自治法で認められている「直接請求」という直接民主制の対話の手続に対する基本的考えも規定したらどうかと考える。少なくとも、執行機関と県民との関係とは違い、執行機関に対する働きかけとして、県民と議会は一部ライバル関係にもあるという制度の現実から目を背けてはまずいと考える。 例えば、直接請求の趣旨を踏まえ、直接請求の条例内容の長所短所の意見も議会として明らかにする旨等の規定も検討してみたらいかがか。	直接請求は法律に定められた住民の基本的な権利であることから、議会基本条例の内容に含めることは想定していません。 なお、直接請求に基づき知事から付議された条例案については、審議を経た上で最終的には議会が議決によりその可否を決することとなります。
23			「基本理念」で「県民意思を県政に反映させるため」としながら、「県民と議会の関係」のなかで、「委員会及び…を原則として公開する」としているのは、公開しないことがあると受け取られるとともに、請願及び陳情については「誠実に処理」とあるだけで、請願者や陳情者の意見を直接聴取しないことは「誠実に処理する」理念とは相反する。	例えば個人情報を含む議題について協議するなど、非公開で行う必要があることも考えられることから、「原則として公開する」としています。 請願者や陳情者の意見の聴取については、直接規定はしていませんが、「誠実に処理する」とは、必要に応じて請願者等から意見を聴取することも含まれると考えます。

番号	章	項目 (ページ)	ご意見の内容	ご意見に対する制定調査会の考え方
24	第7章 議会改革	議会改革 (P.4)	議員の定数の見直しが必要だと思う。一人区は不要であり、また長野市区だけで10人もの議員はいらない。2～3割り程度の議員削減が必要。議員は年間1200万円もの報酬を得ているようだが、それに見合った仕事をしているとは思えない。	議員の定数・選挙区については、「長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」で定められていることから、議会基本条例の内容に含めることは想定しておりません。 なお、議員の定数・選挙区については、平成21年3月に設立された「長野県議会定数・選挙区研究会」において研究が進められております。
25	第9章 会派及び政務調査費	政務調査費 (P.4)	政務調査費は本当に議員活動のために支出されているのかわからない。毎年視察と称して全国各地へ旅行しているようだが、会派全員で行く必要はあるのか。現地へ行って説明を聞いて資料をもらってくるだけなら議員一人で行って、帰ってほかの人に説明をすればいいのではないか。 議員活動の対価として多額の報酬を貰っているのだから、活動費は報酬から出せばよい。政務調査費は不要である。	政務調査費の交付については、地方自治法の規定に基づく「政務調査費の交付に関する条例」で定められていることから、その要否について議会基本条例で定めることは想定しておりません。 なお、政務調査費については、議会運営委員会での検討の結果、県の財政状況等を勘案して減額の特例期間を平成22年3月末まで延長することとしました。また、本県議会は全ての領収書の添付を義務付けるなど、全国に先がけ透明性の確保に取り組んできているところですが、平成21年4月から、改正した「政務調査費マニュアル」に基づき、更なる透明性の確保及び使途の明確化を図ることとしています。
26			政務調査費に関する実務的な内容を規定する条例は別にあるが、二元代表制の県政運営にあって、一方の知事等の執行機関には補助機関があつて、十分すぎる人的資源があるが、もう一方の議会側にはなく、政務調査のためには一定の費用がかかる旨の理念規定を設けたらいかがか。	政務調査費の交付については、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法の改正により制度化されたものであり、ご意見の趣旨について、改めて議会基本条例で定めることは想定しておりません。
27	その他	その他	議会の発議により、重要な政策案件について住民投票を実施することができるようにすべき。	議会基本条例は、議会に関する基本的な事項を定めるものであり、ご意見の趣旨の住民投票を制度化する条例の制定については、想定しておりません。
28			議会の役割として、議事事項の論点整理やその開示も重要な役割であり、そのことを何らかの形で盛り込むことはできないか。	ご意見の趣旨については、議員間相互の討議の活用が論点整理に資することが考えられるほか、その開示については、「第6章 県民との対話」の「広報広聴機能の充実」中、「多様な手段を活用することにより、その活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする」の文言に含まれているものと考えます。

番号	章	項目 (ページ)	ご意見の内容	ご意見に対する制定調査会の考え方
29	その他	その他	<p>骨子案は、良く言えば無難な内容であり、悪く申し上げると無味乾燥でもある。</p> <p>条文の解説を策定すべきと提案する。この形であれば、県議会の考えが深く理解される。</p> <p>なお、解説において、先人の偉業を総括すべきと思う。そうすることで一見無難すぎる条例案が、南極の氷のように大きな土台が下にあることを県民に理解してもらえることになると思う。</p>	<p>当調査会において解説を策定することとしていますが、その際の参考とさせていただきます。</p>
30			<p>条例案の議決に合わせて、解説についても決議案のような形にして議会で議決してみたらいかがか。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>